

要電源医療的ケア児者の 災害時支援体制の構築について



岐阜県健康福祉部
医療福祉連携推進課
(障がい児者医療推進係)

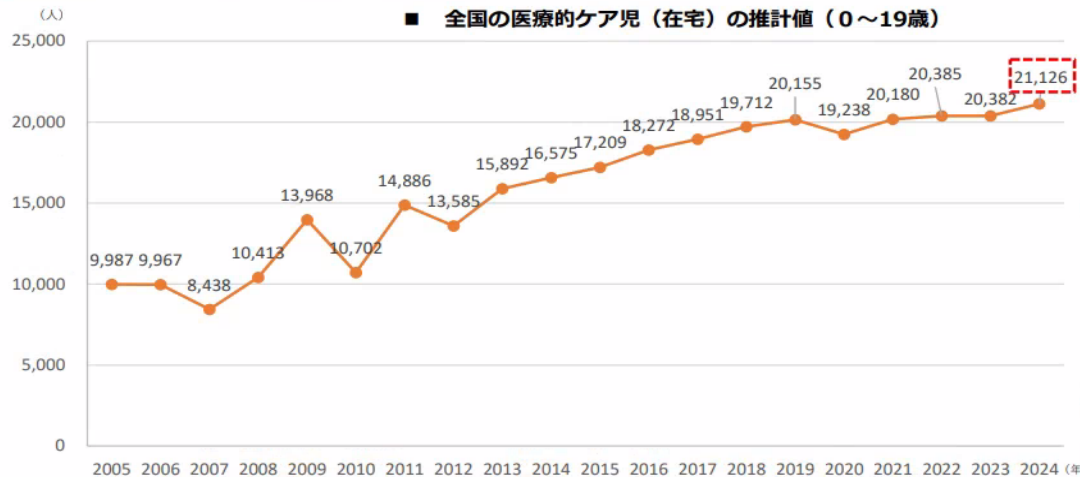
要電源医療的ケア児者について

要電源医療的ケア児者……人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する医療的ケア児者

医療的ケア児とは

- 医療的ケア児とは、新生児集中治療室（NICU：Neonatal Intensive Care Unit）等を退院した後も、引き続き、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケア※が日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、2万人を超えている（推計）。

※「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。



※ その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽頭エアウェイの管理、
ネブライザーの管理、
酸素療法、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿等

出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」
及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

出典：こども家庭庁ホームページ「医療的ケア児について」より一部抜粋改編

※「その他の医療行為」に具体的な定めはないが、厚生労働省が示す「障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア（次頁参照）」に掲げる医療行為を医療的ケアの内容として整理。

医療的ケアの内容等

医療的ケア(診療の補助行為)	基本スコア		基本スコア	見守りスコア			見守りスコアの基準(目安)		
	日中	夜間		高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合(0点)
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 注)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発呼吸がない等のために人工呼吸器除去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに 대응する必要がある場合(2点)	直ちにはないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点)	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り0点+気管切開8点)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ除去に対して直ちに 対応する必要がある場合(2点)		それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ除去に対して直ちに 対応する必要がある場合(1点)		それ以外の場合
4 酸素療法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響が もたらされる場合(1点)		それ以外の場合
5 吸引(口鼻腔・気管内吸引)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により吸引の実施が困難な場合(1点)		それ以外の場合
6 ネブライザーの管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、 食道瘻		8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用		3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
9 皮下注射 注)いずれか一つを選択	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬など)		5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合(1点)		それ以外の場合
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用		3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、 血糖測定の項目を加点しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	血糖測定とその後の対応が頻回に必要な可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
12 導尿 注)いずれか一つを選択	(1) 利用時間中の間欠的導尿		5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎 瘻、尿路ストーマ)		3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合(1 点)		それ以外の場合
13 排便管理 注)いずれか一つを選択	(1) 消化管ストーマ		5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
	(2) 排便、洗腸		5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 洗腸		3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
14 痙攣時の産薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注)医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に 発作の既往がある場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	痙攣が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性 が高い場合(2点)		それ以外の場合

出典:「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等デイサービスの取扱い等について)(別紙2)医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて(児童発達支援・放課後等デイサービス)」,令和3年3月23日 事務連絡。

14項目の基本スコアと見守りスコアの合計が医療的ケアスコアとなる。

令和6年度重度障がい・医療的ケア児者実態調査について

【調査の概要】

○県内に居住する在宅の重症心身障がい・医療的ケア児者の生活実態や支援のニーズを把握し、今後の支援策等の充実に向けた基礎資料とするため、アンケート調査を実施。（令和元年度に続き5年ぶり3回目）

<調査期間>

令和6年9月～令和7年3月（調査回答期限は10月31日）

<調査対象者数>

1,885人

うち 重症心身障がい児者 898人
医療的ケア児者 389人

区 分	状 態 像 (推定)	対象者数
(1) 県内の市町村が保有する情報をもとに該当する方		1,357
① 県内の65歳未満で、身体障害者手帳1級又は2級（肢体不自由のうち体幹・下肢・移動機能のいずれか等級）と、療育手帳A、A1又はA2の両方を持つ方	重症心身障がい児	331
	重症心身障がい者	567
② 保育所等、小・中学校、市立特別支援学校に通園・通学する県内の医療的ケアが必要な方【保育所等】 保育所等、小・中学校、市立特別支援学校に通園・通学する県内の医療的ケアが必要な方【小中学校】	医療的ケア児	8
		51
③ 7歳未満で、岐阜市保健所又は保健センターが保有する県内の医療的ケアが必要な方		64
④ 7歳未満又は19歳以上65歳未満で、障害福祉サービス等（児童発達支援事業、日中一時支援事業を含む）を利用する県内の医療的ケアが必要な方	医療的ケア児	23
	医療的ケア者	182
⑤ 県内の7歳未満で、身体障害者手帳（1～6級）を持つ方	-	131
(2) 岐阜県教育委員会の高等学校、特別支援学校に通学する県内の医療的ケアが必要な方		53
(3) 国立岐大附属小中学校、私立の幼稚園、小・中学校、高等学校に通園・通学する県内の医療的ケアが必要な方	医療的ケア児	8
(4) 7歳未満または19歳以上20歳未満で小児慢性特定疾病受給者証を持つ方	-	467
計		1,885

<調査内容>

- (1) 本人について、(2) 主たる介護者について、(3) 医療サービスの利用状況等、
(4) 福祉サービスの利用状況等、(5) 今後の生活場所（入所施設・グループホーム）、
(6) サポートツールの活用(今回新たに追加)、(7) **災害時の備え** (今回新たに追加)

在宅で暮らす重症心身障がい児者・医療的ケア児者は646人

○対象者数：1,885人 ○有効回答者：917人 ※有効回答率：48.6%

917人のうち、在宅重症心身障がい児者 **365人**

※1 身体障害者手帳1級又は2級（肢体不自由の体幹、下肢又は移動機能のいずれかの等級）と療育手帳がA、A1又はA2の両方を持つ重症心身障がい児者の有効回答者（495人）のうち、**大島分類に基づき**、身体状況が「寝たきり」「座位可能」「ずり這い」に該当する方。（医療的ケア児者含む）

917人のうち、在宅の医療的ケア児者 **527人**

※2 医療的ケア判定スコアが3点以上の方。また、527人には、重症心身障がい児者を含む。

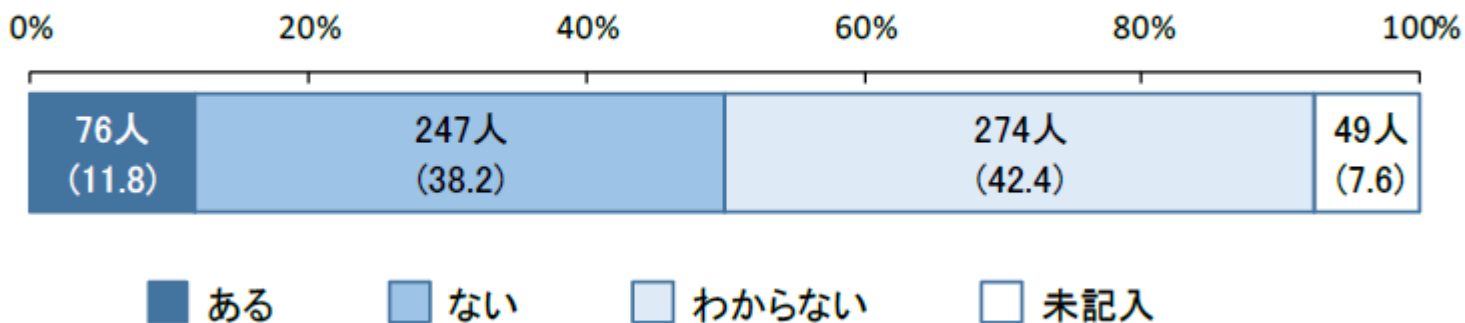
区分 (該当する調査結果の章)		集計分析対象者（重症心身障がい児者（大島分類）・医療的ケア児者646人）								
		重症心身障がい児者（大島分類）		医療的ケア児者（重症心身障がい非該当）	重症心身障がい児者（大島分類）				医療的ケア児者	
		医療的ケア			寝たきり	座位可能	ずり這い	A+B		A+C
		あり	なし	C					(Ⅱ-2)	
		A	B	C	(Ⅱ-2)			(Ⅱ-3)		
重症心身障がい・医療的ケア児者	児	337	117	46	174	163	86	56	21	291
	者	309	129	73	107	202	104	72	26	236
計		646	246	119	281	(*1) 365	190	128	47	(*2) 527

個別避難計画がある方は重症心身障がい児者・医療的ケア児者とも約1割にとどまっている

○個別避難計画について、「ある」が76人（11.8%）にとどまっており、「ない」が247人（38.2%）、「わからない」が274人（42.4%）と合わせて約8割を占めている。

■ 個別避難計画の有無

(回答数 = 646人)



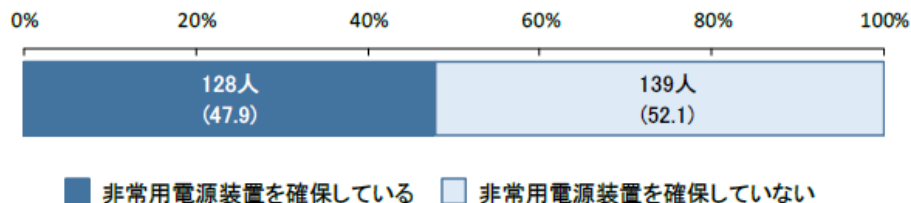
※ 重症心身障がい・医療的ケア児者（回答数 = 646人）

要電源医療的ケア児者の半数以上が非常用電源を確保していない

- 災害時等非常用電源装置の確保の有無（電源を必要とする医療機器を使用している医療的ケア児者、未記入除く）

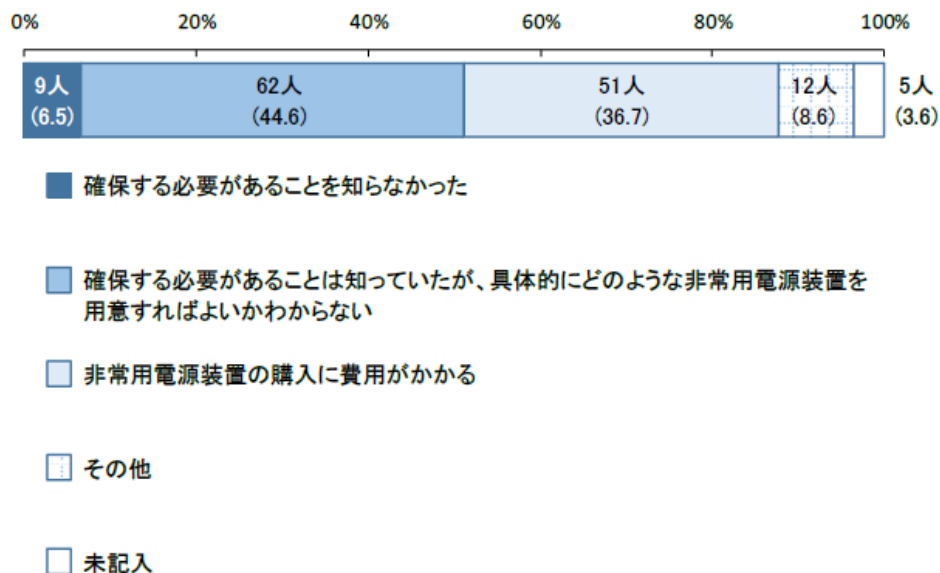
※ 要電源医療的ケア児者（回答数 = 267人）

（回答数 = 267人）



- 非常用電源装置を確保していない理由（「確保していない」と回答した方）

（回答数 = 139人）



○医療的ケア児者のうち、電源を必要とする医療機器を使用しており、「災害時等非常用電源装置の確保の有無」について回答した方の内訳は、「確保している」が128人（47.9%）、「確保していない」が139人（52.1%）であった。

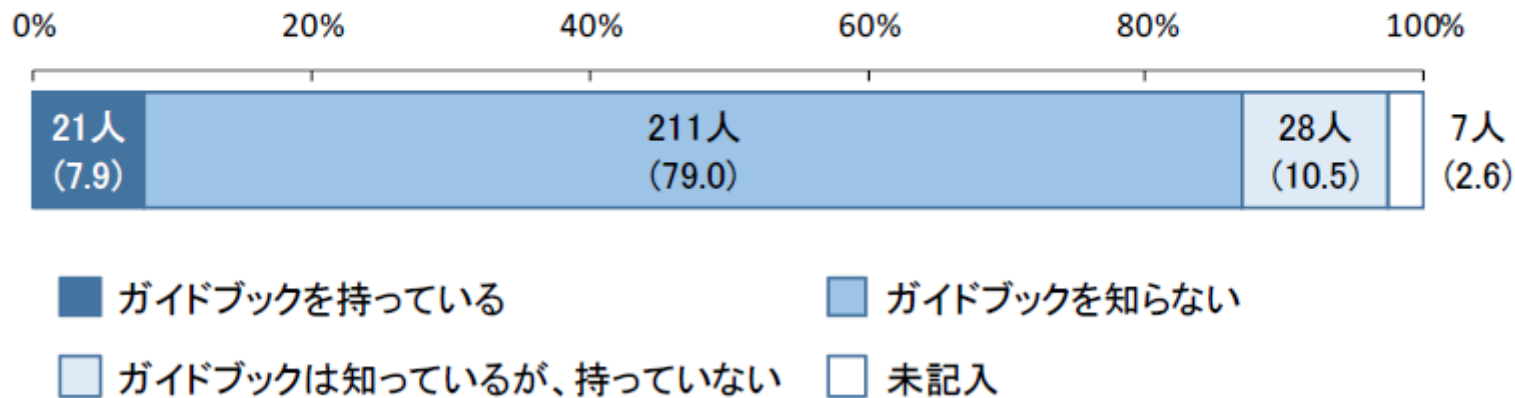
○また、「確保していない」と回答した139人にその理由をたずねたところ、「確保する必要があることは知っていたが、具体的にどのような非常用電源装置を用意すればよいかわからない」が62人（44.6%）と最も多い。

岐阜県医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブックの普及啓発が必要

○災害時等非常用電源装置の確保の有無に回答した方のうち、岐阜県医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブックの所持状況をたずねたところ、「ガイドブックを知らない」が211人（79.0%）であった。

■ 岐阜県医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブックの有無（災害時等非常用電源装置の確保の有無に回答した方）

（回答数 = 267人）



※ 非常用電源の確保の有無に回答した要電源医療的ケア児者（回答数 = 267人）

1 要電源医療的ケア児者の災害時支援の現状と課題について

- 令和6年1月に発生した能登半島地震において、障がいのある方等の要配慮者やその家族の防災対策の重要性が再認識され、改めて、防災対策の普及啓発や避難行動要支援者名簿登録や個別避難計画の策定等のその取組を進めていく必要がある。
- 加えて、在宅で人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する医療的ケア児者（以下「要電源医療的ケア児者」という。）にとって、停電による電源の喪失が災害時等の生命の危機に直結するため、医療機器のための電源確保が重要となる。
- そのため、要電源医療的ケア児者の災害支援として、次の課題について、取組を進めていく必要がある。

【主な課題】

- 1 要電源医療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進
- 2 市町村における要電源医療的ケア児者の把握の推進
- 3 避難行動要支援者名簿登録や個別避難計画の策定における要電源医療的ケア児者への対応等の推進
- 4 その他

※上記の課題は県が実施した次の調査結果（市町村提供済み）をもとに整理

ア 市町村要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備補助等制度の整備状況調査

- 補助制度整備市町村数 令和7年度36市町（令和6年度 36市町）、
補助実績件数（令和6年度） 20市町54人（令和5年度） 17市町45人

イ 令和6年度在宅重症心身障がい・医療的ケア児者実態調査のための市町村作成「対象者状況個別表」の取りまとめ結果

- 市町村が把握している要電源医療的ケア児者数 令和6年度31市町243人（令和7年度については集計中）

ウ 日常的に電源が必要な医療機器を使用する医療的ケア児者の把握及び災害時支援に向けた取組等状況調査

- 身体障がい者等以外の要電源医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿登載対象とする市町村 令和7年度6市町

2 主な課題への対応について

(1) 要電源医療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進

【現状と課題】

- 要電源医療的ケア児者等による「非常用電源装置等の備え（自助）」について、装置等の購入支援を求める声を受け、県では、令和3年度に市町村を対象に「要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金」を創設（令和5年度拡充）。
- 要電源医療的ケア児者を対象に電源を必要とする医療機器のための非常用電源装置等の制度（以下「補助制度」という。）を整備する市町村は、令和7年度は36市町となっている。令和8年度は38市町となる見込み。

<補助制度整備市町村>

※R7.4.1時点

年度	補助制度整備市町村	
R4	20市町	岐阜市※、各務原市※、羽島市、山県市、本巣市、岐南町、笠松町、大垣市、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、御嵩町、多治見市、中津川市、恵那市、土岐市、高山市、飛騨市
R5	30市町	R4年度に加え、次の10市町が整備 瑞穂市※、北方町、養老町、関ヶ原町、揖斐川町、大野町、坂祝町、川辺町、瑞浪市※、下呂市
R6	36市町	R5年度に加え、6市町が整備 海津市、垂井町、神戸町※、輪之内町※、安八町※、池田町※
R7	36市町	R6年度から追加なし

※は障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付事業による補助制度

- なお、令和6年度に補助制度を整備する36市町のうち、補助実績があったのは20市町54人であり、引き続き要電源医療的ケア児者等による非常用電源装置の確保促進に取り組む必要がある。

<実績>

年度	件数等	補助額	補助市町村
R4	15市町38人	2,897,300円	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、笠松町、大垣市、関市、美濃市、美濃加茂市、御嵩町、多治見市、中津川市、恵那市、土岐市、高山市
R5	17市町45人	3,462,180円	岐阜市、各務原市、瑞穂市、北方町、大垣市、養老町、大野町、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、瑞浪市、中津川市、高山市、下呂市
R6	20市町54人	4,719,161円	岐阜市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、大垣市、海津市、垂井町、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、多治見市、土岐市、中津川市、恵那市、高山市、下呂市

○令和6年度岐阜県在宅重度障がい・医療的ケア児者実態調査の結果によると、要電源医療的ケア児者の半数以上が非常用電源を確保していないと回答した。（「確保している」が128人（47.9%）、「確保していない」が139人（52.1%））
「確保していない」と回答した139人にその理由をたずねたところ、「確保する必要があることは知っていたが、具体的にどのような非常用電源装置を用意すればよいかわからない」が62人（44.6%）と最も多かった。

○災害時等非常用電源装置の確保の有無に回答した方267人のうち、岐阜県医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブックの所持状況をたずねたところ、「ガイドブックを知らない」が211人（79.0%）であった。

【求められる対応策】

（市町村）

ア 電源を必要とする医療機器のための非常用電源装置等の確保の必要性等や補助制度についての普及啓発

○要電源医療的ケア児者等を対象に「岐阜県医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブック※参考資料」の紹介や補助制度の広報等による普及啓発の実施（別添チラシ「災害に備える」の提供等による普及啓発）

※「ガイドブック」掲載ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/128726.html>

イ 趣旨や地域ニーズを踏まえた補助制度の整備検討（補助制度のない市町村） **【残り6町村】**

（県）

ウ 市町村補助制度整備一覧（市町村名、担当課、問合せ先等）の作成・県公式ホームページ等による公表

○以下ホームページで電源装置の確保にかかる補助制度整備一覧を公表し、普及を啓発

※「市町村補助制度整備一覧」掲載ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/128699.html>

（関係機関：医療機関・訪問看護・電力会社・医療機器関係企業・当事者団体・支援機関）

エ 要電源医療的ケア児者への周知・助言による協力

○要電源医療的ケア児者等を対象に「岐阜県医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブック」や「市町村補助制度整備一覧（前項ウ）」等の紹介による周知・助言（別添チラシ「災害に備える」の提供等による普及啓発）

※チラシ「災害に備える」掲載ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/481880.html>

岐阜県内市町村における電源を要する医療機器を使用する重度障がい児者災害時等非常用電源整備補助制度一覧（令和8年1月1日時点）

市町村名	補助対象となる要電源 重度障がい児者 ※		補助対象となる 非常用電源装置等の種類と基準額（円）			自己負担 の有無 （原則）	複数回補助の可否			問い合わせ先		
	在宅生活者	施設・病院等 一時帰宅者	正弦波インバー タ発電機	ポ ー タ ー バ ッ テ リ ー 電 源 等 （ 蓄 電 池 ）	DC/AC イン バ ー タ		可否	その要件		担当所属	電話番号	ホームページ等
								耐用年数 経過後ごと	その他			
岐阜市	○	×	100,000	100,000	100,000	有	○	○		障がい福祉課給付係	058-214-2135	
羽島市	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		福祉課障がい福祉係	058-392-9931	
各務原市	○	その他	120,000	60,000	30,000	有	○	○		社会福祉課障がい福祉係	058-383-1126	http://www.city.kakuhara.gifu.jp/
山県市	○	○	120,000	60,000	30,000	有	○	○		福祉課障がい福祉係	0581-22-6837	
瑞穂市	○	その他	100,000	100,000	100,000	有	○	○		福祉生活課	058-327-4123（内線2806）	
本巣市	○	○	120,000	60,000	30,000	有	○	○	耐用年数が経過した後であっても、当該装置が使用できる場合は、再給付しない。	福祉支援課障がい福祉係	058-323-7752	
岐南町	○	×	120,000	60,000	30,000	有	○	○		福祉課	058-247-1348	
笠松町	○	×	120,000	60,000	30,000	有	○	○		福祉子ども課民生係	058-388-1116（内線292）	
北方町	○	○	120,000	60,000	30,000	有	×	—		福祉子ども課	058-323-1119	
大垣市	○	○	120,000	60,000	30,000	有	○	○		障がい福祉課	0584-47-7298	
海津市	○	○	120,000	60,000	30,000	有	○	○		社会福祉課	0584-53-1139	
養老町	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		健康福祉課	0584-32-1105	
垂井町	○	○	120,000	60,000	30,000	有	○	○		健康福祉課	0584-22-7520	
関ヶ原町	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		住民課障がい福祉係	0584-43-1113	
神戸町	○	×	100,000	100,000	100,000	有	○	○		健康福祉課	0584-27-0175	
輪之内町	○	×	100,000	100,000	100,000	有	○	○		福祉介護課	0584-69-3128（内線156）	
安八町	○	×	100,000	100,000	100,000	有	○	○		福祉課	0584-64-7104（内線242）	
揖斐川町	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		健康福祉課障がい福祉係	0585-22-2790	
大野町	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		福祉課	0585-35-5369	
池田町	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		健康福祉課福祉政策係	0585-45-0734	
関市	○	○	120,000	60,000	30,000	有	○	○		福祉政策課	0575-23-9032	
美濃市	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		福祉子ども課社会福祉係	0575-33-1122（内線156）	
美濃加茂市	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		福祉課障がい福祉係	0574-25-2111（内線326）	
可児市	○	×	120,000	60,000	30,000	有	○	○		福祉支援課障がい福祉係	0574-62-1111（内線3174）	
郡上市	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		社会福祉課障がい福祉係	0575-67-1811	
坂祝町	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		福祉課	0574-66-2406	
富加町										福祉保健課福祉係	0574-54-2111（内線164）	
川辺町	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		健康福祉課	0574-53-7216	
七宗町										健康福祉課 福祉係	0574-48-1112	
八百津町										健康福祉課福祉係	0574-43-2111（内線2563）	
白川町										保健福祉課	0574-72-2317（内線366）	
東白川村										村民福祉課福祉係	0574-78-3111	
御嵩町	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		福祉子ども課社会福祉係	0574-67-2111（内線2123）	
多治見市	○	○	120,000	60,000	30,000	有	○	○		福祉課障がい者支援グループ	0572-23-5806	
土岐市	○	○	120,000	60,000	30,000	有	○	○		福祉課障がい福祉係	0572-54-1111（内線216）	http://www.city.doi.gifu.jp/
瑞浪市	○	×	120,000	60,000	30,000	有	○	○		社会福祉課障がい福祉係	0572-68-2113	
中津川市	○	○	120,000	60,000	30,000	有	○	○		社会福祉課障がい福祉係	0573-66-1111（内線640）	
恵那市	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		社会福祉課障がい福祉係	0573-26-2119	
高山市	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		福祉課福祉・障がい係	0577-35-3356	
飛騨市	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		総合福祉課障がい福祉係	0577-73-7483	
下呂市	○	×	120,000	60,000	30,000	有	×	—		福祉部社会福祉課	0576-52-3936	
白川村										村民課	05769-6-1311（内線151）	

※ 補助対象者は、人工呼吸器など日常的に電源を要する医療機器を使用する重度障がい児者が基本となりますが、「個別避難計画」等の策定が必要な場合など、市町村により補助対象となる要件が異なります。そのため、補助対象の詳細、補助申請手続きなど、制度の詳細については、お住いの市町村担当所属へお問い合わせください。

災害に備える!

電源が必要な医療的ケアをお持ちのみなさまへ

岐阜県のガイドブックと支援制度のご案内



1 医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブック

停電時に医療機器が使えなくなるリスクを防ぐため、非常用電源の確保の方法や避難情報をまとめたガイドブックです。日頃の準備や災害が発生した際の行動の参考に活用ください。

ダウンロード▶
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/128726.html>



災害に備えて日頃から準備しておくべきことを確認しましょう

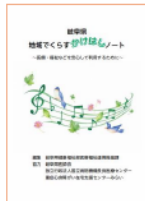
災害に備えるために
具体的に何をすればいいの？

非常用電源は
どんなものを用意すればいいの？

2 地域でくらすかけはしノート

医療・福祉・教育・行政が連携し、本人の症状や医療情報を記録し、情報共有するためのノートです。必要な情報を一冊にまとめた構成となっています。

ダウンロード▶
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/73654.html>



災害時、緊急時に「本人の情報」「緊急時情報提供カード」を使用することで、周りに知っている人がいなくても、本人の情報や緊急連絡先がわかります。

3 非常用電源の購入を助成 (要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金制度)

県内市町村では、電源を必要とする在宅の重度障がい児者等が、非常用電源(蓄電池など)を購入する際の費用を一部助成する制度を設けています。ぜひご活用ください。

◆各市町村における補助制度の概要については県公式ホームページをご覧ください。

詳細を確認▶
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/128699.htm>



市町村により補助対象となる要件や補助基準額が異なります。補助対象の詳細、補助申請手続きなど、制度の詳細についてはお住いの市町村担当所属へお問い合わせください。

岐阜県地震防災行動計画3つの柱

自助

共助

公助



「自らの命は自分で守る」「みんなの命は地域で守る」「国、県、市町村が支援する」

この3つのうち、どれか一つがかけても十分な対策はできません。日頃から、家庭・職場・地域で防災対策の備えについて点検・見直しをしましょう。

確認してみよう!

ハザードマップを確認しておきましょう

インターネットでハザードマップと検索してください。災害種別ごとに想定被害が掲載されています。自宅や勤務先、学校のある場所などの危険性を家族で確認しておきましょう。国土交通省が作成している「わがまちハザードマップ」というサイトがおすすめです。

保存水や非常食の準備はできていますか？

水は持ち出す場合、1人1日3Lを目安とし、3日分の準備をしておくことが推奨されています。なぜ3日分かというと、災害救助の初動3日間は生存者の救助が優先となり、支援物資の配給や援助活動が本格化するのは4日目以降となるからです。岐阜県地震防災行動計画3つの柱の1つ「自助」の力を発揮できるよう準備しておきましょう。

また非常食は多くの種類が販売されています。災害発生後の数日はライフラインが止まっても食べられる調理不要なものが必要となり、それ以降は栄養バランスのよい加熱できるものが推奨されています。避難時の命を繋ぐ食事です。食べ慣れている口に合うものが準備できていると安心です。家族で試食をしながら選んでいくことが大切です。

知っていますか？ 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所

- 指定緊急避難場所とは
災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所です。災害種別ごとに指定が行われます。避難生活を送る場所ではないため、保存水や非常食の備蓄はありません。
- 指定避難所とは
災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が一定期間生活するための施設です。災害種別に限らず指定が行われます。(※災害種別を想定している場合もあります)指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねている場合もあります。
- 福祉避難所とは
災害発生時に要配慮者(主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者)を受け入れる避難所です。一般の避難所では生活が困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる体制が整備された施設となります。市町村が福祉避難所の開設を決定後、対象となる人が順次避難していきます。なお、「個別避難計画」において、避難先となる福祉避難所を事前に決めてある場合などには、その福祉避難所への直接避難も可能です。まずは家族で災害種別ごとに安全な集合場所を話し合っておきましょう。

個別避難計画を作成しておきましょう

- 個別避難計画とは
災害時に避難行動要支援者名簿(※)に記載のある人へどのような支援を行うか事前に把握するためのもので、市町村で作成・管理しています。市町村の障がい福祉担当課などへお尋ねいただくか策定の手続きができます。個別避難計画を作成しておくことで、災害が発生した時に、誰の援助を受け、どこに避難所に、どうやって避難するかなど、具体的に計画することができます。

(※)避難行動要支援者名簿の登録

災害時に避難支援を必要とする人の情報を管理するためのもので、市町村で作成・管理しています。避難行動要支援者名簿を参考に、災害時に支援を行う消防団や自主防災組織などが支援活動を行います。避難行動要支援者名簿に登録しておくことで、災害時に支援が必要であることを知ってもらうことが大切です。公助をうけるために、まずは避難行動要支援者名簿の登録手続きをしておきましょう。詳しくは市町村の障がい福祉担当課などへお尋ねください。

岐阜県
**医療的ケア児等
 災害時電源確保**
 ガイドブック



発行 令和3年3月
 改訂 令和3年9月
 作成 岐阜県

目次

■災害対応の流れ	3
■災害への備えを見直してみよう!	6
○災害に備えて	6
○停電に備えて	7
■電源を確保しましょう	8
○外部バッテリー	8
○蓄電池	8
○車両バッテリー	9
○発電機	11
■電気が使えないときのための備え	13
○蘇生バッグ	13
○人工鼻	13
○携帯用酸素ボンベ	14
○たんの吸引	14
■公助を受けるために知っておくべきこと	15
○避難行動要支援者名簿の登録	15
○個別避難計画の作成	15
○避難の方法	16
○医療的ケア児等医療情報共有システム	16
■防災、電力供給に関する情報	17
○停電情報お知らせサービス	17
○きずなネット	17
■停電・災害発生時の対応 ～災害が起きたらすぐチェック!～	18
■使用医療機器リスト	19
■災害時連絡先リスト	21
■参考文献など	22

2 市町村における主な課題への対応について

(2) 市町村における要電源医療的ケア児者の把握（公助）の推進

【現状と課題】

- 令和6年度在宅重症心身障がい・医療的ケア児者実態調査のため各市町村が作成した「対象者状況個別表」の取りまとめ結果から、市町村が把握している要電源医療的ケア児者数は31市町243人であった。
- 各市町村が実態調査のために把握した重症心身障がい児者・医療的ケア児者個々の医療的ケアの内容を整理するとともに、保健所との連携による人工呼吸器装着難病患者の情報共有・集約により、要電源医療的ケア児者の更なる把握が可能。

【求められる対応策】

(市町村)

ア 重症心身障がい児者・医療的ケア児者の「対象者状況個別表」の更新による要電源医療的ケア児者の把握

- 令和6年度在宅重症心身障がい・医療的ケア児者実態調査のため、各市町村が作成した対象者状況個別表（※）を更新し、更なる要電源医療的ケア児者の把握を図る。
※令和6年度に県から提供した対象者個別表には、「電源を要する医療機器の使用」欄のほか、「医療機器等非常用電源補助金申請・交付」欄、「個別避難計画等策定の有無」欄を設けている。
- 市町村と県（保健医療課・保健所）との連携による要電源医療的ケア児者である人工呼吸器装着難病患者の情報の共有・集約

イ 医療的ケア児者の情報を保持する担当課の相談時等における要電源医療的ケア児者等支援の周知・案内

ウ アのほか、ケアマネージャー（介護保険）、訪問看護ステーションとの連携による要電源医療的ケア児者の把握

(県)

エ 重症心身障がい児者・医療的ケア児者の状況を整理する「対象者状況個別表」の更新及び取りまとめ・情報共有

(関係機関)

オ 要電源医療的ケア児者等への助言等（対象者等の同意を得た上での関係機関からの市町村への情報提供）

- 要電源医療的ケア児者等やその保護者に対し、市町村への相談状況や福祉サービスの利用状況を確認し、市町村に繋がっていない場合には、市町村（障がい福祉・母子保健・子育て・介護保険・防災等部門）に相談するよう助言等（個人情報管理に配慮）を実施。
※医療機関（総合・地域母子医療センター等、分娩取扱医療機関）は、「母と子の健康サポート事業」に基づき保健所を通じ、市町村に対し支援を依頼。

重症心身障がい児者・医療的ケア児者の人数（65歳未満）
 （令和6年度重度障がい・医療的ケア児者実態調査調査対象者人数より抜粋）

○対象者数（R6.10.31時点） 1,287人（重症心身障がい児者 898人《児331人 者567人》）
 （医療的ケア児者 389人《児207人 者182人》）

※医療的ケア児者に重症心身障がい児者を含まないが、重症心身障がい児者に医療的ケアを要するものを含む

区分	状態像	人数(単位:人)					
		県全体	圏域				
			岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
(1) 県内の市町村が保有する情報をもとに該当する方		1,226	566	223	163	193	81
① 県内の65歳未満で、身体障害者手帳1級又は2級(肢体不自由のうち体幹・下肢・移動機能のいずれか等級)と、療育手帳A、A1又はA2の両方を持つ方	重症心身障がい児	331	166	49	42	45	29
	重症心身障がい者	567	224	104	90	110	39
② 保育所等、小・中学校、市立特別支援学校に通園・通学する県内の医療的ケアが必要な児【保育所等】		8	1	1	1	5	0
③ 保育所等、小・中学校、市立特別支援学校に通園・通学する県内の医療的ケアが必要な児【小中学校】	医療的ケア児	51	28	7	9	7	0
④ 7歳未満で、岐阜市保健所又は保健センターが保有する県内の医療的ケアが必要な児		64	30	20	7	5	2
④ 7歳未満又は19歳以上65歳未満で、障害福祉サービス等(児童発達支援事業、日中一時支援事業を含む)を利用する県内の医療的ケアが必要な方	医療的ケア児	23	20	2	1	0	0
	医療的ケア者	182	97	40	13	21	11
(2) 岐阜県教育委員会の高等学校、特別支援学校に通学する県内の医療的ケアが必要な児	医療的ケア児	53	-	-	-	-	-
(3) 国立岐大付属小中学校、私立の幼稚園、小・中学校、高等学校に通園・通学する県内の医療的ケアが必要な児		8	-	-	-	-	-
計		1,287	-	-	-	-	-

※1 ①～④のうち対象者が重複する場合は、若い番号の分野に振り分け

※2 市町村が保有する情報について、医療的ケアの状況、障害者手帳の保持状況、サービスの利用状況、**電源を必要とする医療機器の使用状況**等の個別表を毎年度更新し、その集計結果の提出を求めている(17頁参照)。
 (令和7年度の更新状況については、集計作業中)

医福第631号
令和7年12月5日

各市町村障がい福祉主管課長 様

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

令和7年度岐阜県重症心身障がい・医療的ケア児者の把握について（照会）

平表は、本県の障がい福祉行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各市町村におかれては、重症心身障がい児者・医療的ケア児者（以下「重症心身障がい児者等」という。）の支援等に取り組んでいただいているところですが、重症心身障がい児者等の支援にあたっては、重症心身障がい・医療的ケア児者の支援に係る市町村担当者会議（令和7年9月8日開催）においてご説明したとおり、重症心身障がい児者等の人数の把握と、重症心身障がい児者等個々人の状況の整理を継続的に実施していく必要があります。

そのため、昨年度作成いただいた「重症心身障がい児者・医療的ケア児者状況個別表（以下「個別表」という。）」を更新の上、下記により報告いただきますようお願いいたします。

なお、昨年度作成いただいた個別表は、同時期に実施した実態調査の調査対象者に限定して作成いただいておりますが、今年度からは、貴市町村が把握する重症心身障がい児者等を対象として更新いただきますようお願いいたします。

また、取りまとめ結果につきましては、後日、県内市町村あてに情報提供するほか、会議、研修、計画及び各種説明などに活用させていただく予定です。

記

1 回答様式	別添「03_令和7年度重症心身障がい児者等状況調査集計表（提出用）」による ※1提出時にはファイル名に【市町村番号+市町村名】を記載してください。 （記載例）【201 岐阜市】030 提出用
2 提出期限	令和8年1月30日（金）まで
3 提出方法	障がい児者医療推進係 伊藤宛に電子メールにてご提出ください。 担当者アドレス ito-takuma@pref.gifu.lg.jp
4 対象者	貴市町村が把握する重症心身障がい児者等（令和7年10月1日時点） ○重症心身障がい児者 身体障害者手帳1級又は2級（肢体不自由のうち体幹、下肢又は移動機能のいずれかの等級）と、療育手帳A、A1又はA2の両方を保有する方 ○医療的ケア児者 医療的ケア判定スコア（※）3点以上の状態にあるもの ※医療的ケア判定スコアについて

	<p>「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について（R3.3.23 付け厚労省障害福祉課事務連絡）」別添1「障害福祉サービス等利用における医療的判定スコア（医師用）」に定める医療的ケア及び基本スコア・見守りスコアをいう。</p> <p>※令和6年度に作成いただいた個別表との主な違い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方も対象としてください。 ・在宅で生活されている方に限定せず、施設入所の状態にある方も対象としてください。
5 調査内容	<p>(1) 重症心身障がい・医療的ケア児者の数</p> <p>(2) (1)の男女の別</p> <p>(3) (1)の年代</p> <p>(4) (1)の身体障害者手帳・療育手帳・特定医療費（指定難病）受給者証の保持状況</p> <p>(5) (1)の利用サービスの状況</p> <p>(6) (1)の医療的ケアの状況</p> <p>(7) (1)の個別避難計画等策定の状況 等</p>
6 留意事項	<p>(1) 「03_令和7年度重症心身障がい児者等状況調査集計表（提出用）」の作成にあたっては、EXCELファイル「02_重症心身障がい児者・医療的ケア児者状況個別表（送付用）」を使用してください。</p> <p>(2) EXCELファイル「02_重症心身障がい児者・医療的ケア児者状況個別表（送付用）」は、「01集計表（コピー用）」、「02個別表」シートで構成されており、「02個別表」等に必要項目を入力することで、「01集計表（コピー用）」に集計結果が反映されます。</p> <p>※令和6年度作成された個別表からデータをコピーすることも可能です。今年度から対象者の範囲が異なることに留意のうえ、作業願います。 なお、データ入力の詳細は、別添「入力作業・確認要領」を参照願います。</p> <p>(3) 調査対象者及びその状態等は、各市町村が保持する資料（※）を基に可能な範囲で記入してください。（必要に応じて、相談支援事業者等へ確認）</p> <p>※身体障害者手帳・療育手帳保持者情報、障害者総合支援法等に基づく認定調査結果・サービス利用計画・給付費データ・補装具給付・日常生活用具事業及び相談支援事業者等からの報告 等</p> <p>(4) 医療的ケアの状況は、「医療的ケア判定スコア表」によるほか、同表がない方については、認定調査結果、サービス利用計画等から明らかな状態を可能な範囲で記入してください。</p> <p>※医療的ケア判定スコアについて</p> <p>「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について（R3.3.23 付け厚労省障害福祉課事務連絡）」別添1「障害福祉サービス等利用における医療的判定スコア（医師用）」に定める医療的ケア及び基本スコア・見守りスコアをいう。</p> <p>(5) 「02_重症心身障がい児者・医療的ケア児者状況個別表（送付用）」の「01集計表（コピー用）」シートの集計結果を「03_令和7年度重症心身障がい児者等状況調査集計表（提出用）」に「値コピー」してください。県への提出は、「03_令和7年度重症心身障がい児者等状況調査集計表（提出用）」ファイルのみ提出してください。</p>

項目 コード (施設別)	医療的ケアの状況①										医療的ケアの状況②										医療的 ケア の 合 計										
	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10			11		12		13		14			
	人工呼吸器等(注) の管理		気管切開の管理		鼻明視 エアウェイ		酸素療法		吸引 (口鼻腔・気 管内吸引)		ネブライ ザー の 管理		経管栄養		中心静脈カテー テル の 管理		皮下注射 注) (1),(2)いずれかを選択		血糖測定 (持続血糖測定 器による血糖測 定を含む)			継続的な透析 (血液透析、腹 膜透析を含む)		導尿 注) (1),(2)いずれかを選択		排便管理 注) (1),(2)いずれかを選択		発熱時の生剤挿入、吸引、酸素投与、 遮断神経刺激装置の作動等の処置			
	注)人工呼吸器、鼻マスク等、補助換気法、ハイフロー、間断的陽圧吸入法、振動補助装置、高頻呼吸補助装置等	注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点し	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り		基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り	基本	見守り
10	高 2	中 1	高 2	中 2	高 1	中 1	高 1	中 1	高 1	中 1	3	高 2	中 2	高 1	中 1	高 1	中 1	高 1	中 1	高 2	中 2	高 1	中 1	高 1	中 1	高 1	中 1	高 1	中 1	高 2	中 2
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※電源を必要とする医療的ケアの項目を黄色に着色

2 市町村における主な課題への対応について

(3) 避難行動要支援者名簿登録や個別避難計画の策定における要電源医療的ケア児者への対応等

【現状と課題】

ア 要電源医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿の登録や個別避難計画の策定の対象者としていない市町村が多い

- 身体障害者等に該当する要電源医療的ケア児者は、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）の登録や個別避難計画（以下「避難計画」という。）の策定の対象となるが、それ以外の要電源医療的ケア児者を要支援者名簿登録の対象としている市町村は、6市町（令和7年度）に限られる（本人や家族が希望する場合を除く）。
- 要電源医療的ケア児者についても、市町村や関係機関等の支援が必要となるため、要支援者名簿登録や避難計画策定の対象として積極的に位置付けることが不可欠と考えられる。

身体障害者以外の要電源医療的ケア児者を名簿掲載の対象としている市町村（自ら掲載を希望したものを除く）（6市町）

山口市、大垣市、関市、美濃市、美濃加茂市、白川町

イ 要支援者名簿や避難計画において要電源医療的ケア児者や要電源医療的ケアの内容把握ができない市町村が多い

- 要支援者名簿の「避難支援等を必要とする事由」を記載する欄において「要電源医療的ケア児者」を確認（把握）できる市町村は、6市町（令和7年度）に限られ、避難計画において「要電源医療的ケア児者の状況（本人の状態、医療的ケアの内容、使用する医療機器等）」を確認（把握）できる市町村は10市町（令和7年度）に限られた。

避難行動要支援者名簿内において要電源医療的ケア児者を確認できる市町村（6市町）

岐阜市、山口市、岐南町、揖斐川町、白川町、東白川村

個別避難計画において要電源医療的ケア児者の状況を確認できる市町村（10市町）

岐阜市、本巣市、揖斐川町、可児市、白川町、御嵩町、多治見市、恵那市、土岐市、下呂市

【求められる対応策】

(市町村)

ア 避難行動要支援者名簿登録の対象者の要電源医療的ケア児者への拡大

- 医療的ケア児者、特に要電源医療的ケア児者は、身体障害者手帳等の有無に限らず、避難行動時の支援が必要なことから、要電源医療的ケア児者をはじめとした医療的ケア児者を避難行動要支援者名簿登録の対象とし、「避難支援等を必要とする理由」にその旨を記載
- 対象者が記載する「意向調査書」に「医療的ケアの状況」や「電源の要否」を記入する欄（項目）を設ける

イ 個別避難計画の策定に係る要電源医療的ケア情報の反映

- 避難計画の策定にあたり、「避難時に配慮しなくてはならない事項」欄や「特記事項」欄などに、医療的ケアの内容、使用している医療機器（電源の要否を含む）とその詳細、支援している関係機関等を可能な限り反映

岐阜市の場合
(参考)

お願い ○あなたの避難支援の意向を確かめさせていただくため、支援が必要・不要どちらであっても、この意向調査書の提出にご協力をお願いします。

■ あなた御自身についてお答えください。(該当する口に✓をつけて下さい。)

氏名	ふりがな	性別	男・女
生年月日	大正・昭和 平成・令和 年 月 日	同居者	有・無
住所	〒		
自宅電話	地区名	-<例>全華	
携帯電話	自治会	<input type="checkbox"/> 加入中 自治会名 () <input type="checkbox"/> 未加入	
ファックス			
居住状況	<input type="checkbox"/> 自宅に居住 ⇨【問1】以降をお答えください。 <input type="checkbox"/> 施設に入所中 } ⇨ 名簿の対象外になります。回答はこれで終了です。 <input type="checkbox"/> 長期入院 } ⇨ 下欄の署名欄に署名し、提出をお願いします。		

■ 次の質問の当てはまる口に✓をつけてください。

【問1】災害が発生して避難しなければならないとき、家族以外の助けが必要ですか？

- ①必要ありません(避難行動要支援者名簿への登録を希望しません)
→ 回答はこれで終了です。下欄の署名欄に署名し、提出をお願いします。
- ②必要です(避難行動要支援者名簿の登録を希望します)
→ 【問2】をお答えください。

「②必要です」と答えた場合は、あなたの情報を避難支援関係者(自主防災組織(自治会)、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、警察)に提供し、災害の発生に備えて、見守り支援等に活用します。

【問2】(問1で「②必要です」と答えた場合のみ回答をお願いします。)

あなたが避難するにあたり助けが必要になる理由を、教えてください(複数選択可)

- 立つこと、歩くことがむずかしい。
- 音が聞こえない(聞き取りにくい)。
- 目が見えない(見えにくい)。
- 言葉や文字を理解できない。理解がむずかしい。
- 危険が迫っていること、避難しなければならないことが自分で判断できない。
- 医療機器の装着等している 顔を見ても知人や家族とわからない。
- ベッドから起き上がることが難しい。
- その他 ()

【問3】(問1で「②必要です」と答えた場合のみ回答をお願いします)

岐阜市では、避難支援関係者(主に自主防災組織(自治会))に、個別避難計画の作成をお願いしております。それにより、避難支援が約束されるものではありませんが、自身の詳細な情報(緊急連絡先、かかりつけ医など)が書かれた、計画の作成及び避難支援関係者への提供に同意していただけますか。

- ①計画の作成および提供に同意しません。(避難行動要支援者名簿への登録と提供はします。)
- ②計画の作成および提供に同意します。

※本書の提出の際は、必ず署名をお願いします。

年 月 日

氏名(代理人)

代理人が署名する場合は本人との続柄 ()